

犀川周辺エリア魅力向上整備基本計画検討委員会設置要綱

(令和7年5月26日決裁)

(目的及び設置)

第1条 犀川周辺エリア魅力向上整備基本計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、犀川周辺エリア魅力向上整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 犀川周辺エリアの現況、地域特性、周辺環境等に関する事項
- (2) 市有地等の活用及び魅力的な夜間景観の創出など回遊性の向上等に資する機能並びに整備の検討に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市政策局企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。